熊谷市子育て支援･保健拠点施設整備事業

■解体工事請負契約書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
1	10	第25条	1				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	請負代金額の変更を請求できるのは、工期内で資金水準及び物価水準変動の基準日が請負契約締結の日から起算して12ヶ月を経過した後となっていますが、昨今の建設物価の急騰は建設会社としての負担が大きすぎるものとなっています。提案日から契約締結日までの期間であっても、急激な変動が発生する可能性があります。つきましては、近年のPFI等の案件でも多く採用されている提案日の物価指数等を基にして着工時に請負代金額の変更をしていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
2	10	第25条	1				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	最近の物価変動は激しく、今後についても予想することが困難なため、「請負契約締結の日から起算して12か月を経過した後」とありますが、「請負契約締結の日以降」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	10	第25条	1				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「賃金水準又は物価水準の変動」の算出は、近年他事例でも適用が多い「提案書提出日」からの比較としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	10	第25条	3				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「物価指数等に基づき」とありますが、具体的に採用される指数についてご教示ください。	採用する物価指数等については事業者との対話にて意見を聴取し、契約締結時の協議において決定します。